



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*72 和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例の一部の施行期日を定める規則 (漁港課)

○ 告示

- 1011 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 1012 " (")
- 1013 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 1014 救急病院の廃止 (医務課)
- 1015 救急病院の認定 (")
- 1016 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 1017 新道路の供用開始等 (道路保全課)
- 1018 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 1019 公有水面埋立ての免許の出願 (漁港課)
- 1020 公有水面埋立ての免許 (")

○ 人事委員会告示

- 8 平成17年度和歌山県警察官B採用試験の実施
- 9 平成17年度和歌山県職員採用Ⅱ種試験の実施
- 10 平成17年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施

○ 公安委員会告示

- 52 遊泳区域の指定

○ 選挙管理委員会告示

- *57 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正
- 58 政治団体の設立の届出
- 59 政治団体の届出事項の異動の届出
- 60 政治団体の解散の届出
- 61 政治団体の解散に係る収支報告書の要旨

○ 諸報

拾得物件公告 (白浜警察署)

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃止年月日
西訪5-16	有限会社紀南リハビリ研究所	田辺市秋津町468-10	訪問看護ステーションふるさと	西牟婁郡上富田町朝来2053	平成17.6.12

和歌山県告示第1013号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医

" (有田警察署)

規則

和歌山県規則第72号

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成17年6月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例の一部の施行期日を定める規則

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第39号)の施行期日は、平成17年7月1日とする。

告示

和歌山県告示第1011号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年6月28日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
海医9-25	角田医院	海草郡下津町大字下189	平成17.3.31
西歯18-42	富沢歯科医院	東牟婁郡串本町串本226-9	平成17.5.31

和歌山県告示第1012号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年6月28日

和歌山県知事 木村良樹

療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年6月28日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 日 月 年
海南医 97-17	角田医院	海南市下津町上189	平成 17.4.1

和歌山県告示第1014号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第2項の規定に基づき、次の救急病院から廃止の届出があったので公告する。

平成17年6月28日

和歌山県知事 木村良樹

名 称	所 在 地	救 急 業 務 廃 止 日 月 年
社会保険紀南綜合病院	田辺市湊510番地	平成 17.4.30

和歌山県告示第1015号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成17年6月28日

和歌山県知事 木村良樹

名 称	所 在 地	有 効 期 限
社会保険紀南病院	田辺市新庄町46番地70	平成 20.4.30

和歌山県告示第1016号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年6月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン田辺元町店

和歌山県田辺市上の山二丁目17番22号

2 意見の概要

(1) 騒音規制法上の特定施設に関して、十分な配慮をお願いします。

振動規制法上の特定施設に関しては、午後8時から翌日の午前8時までの間の振動に係る排出基準は60dBから55dBとなるため、当該法の遵守をお願いします。

(2) 地震により陳列棚等が転倒しないよう対策を講じるとともに、安全な避難路を選定し、避難路については従業員全員が認識し、来店客を迅速に避難誘導できるよう努めてください。

(3) 排出される廃棄物のうち、事業系一般廃棄物の収集運搬については、収集運搬業者と事前に協議を行い、スムーズに収集運搬が行えるよう調整してください。

(4) 廃棄物の保管については、仕切りを設けて分別の徹底を行い、排出されるまでの間、廃棄物を適正に管理し散乱などを防止するとともに、周辺に悪臭や衛生上問題が生じないよう配慮してください。

また、収集運搬の際、収集車及び貨物車に対応できる進入路及び転回できる幅員等のスペースが必要です。

(5) ダンボールなどの古紙については、できるだけ再利用等を行いごみ減量に努めてください。

(6) 駐車場は、事件事故等の温床場所とならないよう、閉店時間帯は閉鎖して管理する必要があります。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

西牟婁振興局県民行政部地域行政課(和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1)

田辺市商工観光部商工振興課(和歌山県田辺市下屋敷町31-1)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成17年6月28日から平成17年7月28日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1017号

平成16年和歌山県告示第206号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年6月30日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年6月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1018号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年6月28日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	指 定 位 置	申 請 者 所 名 氏	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員	延 長
				メートル	メートル

2822	那賀郡貴志川町大字岸小野字前嶋200番の内一部	那賀郡貴志川町大字井ノ口110番地中西昇	平成17年6月17日	6.00	27.25
				6.00	26.25

和歌山県告示第1019号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港振興局漁港課、有田振興局建設部箕島漁港事務所及び広川町役場において、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成17年6月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県有田郡広川町大字広1500番地
- (2) 名称 広川町
- (3) 代表者住所 和歌山県有田郡広川町大字井関670番地
- (4) 代表者氏名 広川町長 石原久男

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県有田郡広川町大字唐尾字樋之尻1147番地6の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点と2の地点を直線で結んだ線、2の地点と3の地点を結ぶ平成16年秋分の満潮位(DL+1.63メートル)における公有水面と既設工作物との境界線及び3の地点と1の地点を結ぶ昭和55年2月1日付け和歌山県指令港第417号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(DL+1.74メートルにより決定)により囲まれた区域

1の地点 唐尾港北防波堤灯台(北緯34度00分30秒、東経135度08分32秒)から236度15分19秒140.40メートルの地点

2の地点 1の地点から314度43分35秒20.77メートルの地点

3の地点 2の地点から224度45分52秒15.46メートルの地点

(3) 面積

324.38平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県有田郡広川町大字唐尾字樋之尻1147番地5及び1147番地6地内並びに同所同字1147番地6地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びニの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 唐尾港北堤防灯台(北緯34度00分30秒、東経135度08分32秒)から229度36分41秒87.89メートルの地点

ロの地点 イの地点から314度43分35秒44.15メートルの地点

ハの地点 ロの地点から225度37分49秒86.82メートルの地点

ニの地点 ハの地点から134度46分55秒44.14メートルの地点

(3) 面積

3,833.19平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成17年4月1日

和歌山県告示第1020号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成17年6月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 埋立免許を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3767-1番地
- (2) 名称 太地町
- (3) 代表者住所 和歌山県東牟婁郡太地町大字森浦636-5番地
- (4) 代表者氏名 太地町長 三軒一高

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県東牟婁郡太地町大字太地字寄子路3166-11番地、3166-7番地、3166-8番地、3184-9番地、3184-2番地、3165-2番地、3165-3番地、3165-1番地、3164-1番地及び3901-9番地に接する道路敷である県有地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑤の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 和歌山県東牟婁郡太地町太地、太地港北防波

堤灯台(北緯33度35.3分,東経135度57.0分)から290度06分04秒681.08mの地点

- ②の地点 ①の地点から66度14分50秒 2.00mの地点
- ③の地点 ②の地点から156度54分49秒 1.12mの地点
- ④の地点 ③の地点から68度38分00秒 5.09mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から72度34分43秒 6.59mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から164度48分16秒 0.05mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から76度54分22秒 5.99mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から80度47分44秒 5.99mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から84度41分20秒 5.99mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から87度02分05秒 5.99mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から89度03分05秒 2.40mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から358度51分13秒 0.05mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から89度03分05秒 3.60mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から90度58分25秒 5.99mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から95度05分42秒 4.79mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から99度49分59秒 2.99mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から103度20分54秒 2.99mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から106度53分31秒 2.99mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から110度29分17秒 2.99mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から112度16分06秒 3.00mの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から110度43分55秒 21.47mの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から141度43分01秒 39.18mの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から231度43分01秒 0.05mの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から141度43分01秒 31.80mの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から51度43分01秒 0.05mの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から141度43分01秒 36.90mの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から51度43分01秒 1.12mの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から141度43分01秒 2.84mの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から248度40分14秒 4.86mの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から320度11分56秒 1.78mの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から317度12分00秒 10.03mの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から316度14分00秒 10.05mの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から316度27分38秒 10.04mの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から315度37分37秒 10.06mの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から317度35分55秒 10.03mの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から319度49分37秒 10.01mの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から329度53分38秒 10.10mの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から336度17分28秒 10.33mの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から316度41分16秒 10.04mの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から326度54分59秒 10.04mの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から321度20分28秒 7.09mの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から304度00分38秒 10.27mの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から289度58分19秒 10.00mの地点

- ㊹の地点 ㊸の地点から288度44分28秒 9.63mの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から276度49分42秒 9.37mの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から270度43分25秒 9.82mの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から267度28分05秒 9.82mの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から262度32分34秒 9.67mの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から255度36分34秒 9.66mの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から254度44分45秒 7.79mの地点
- ㉀の地点 ㊿の地点から246度14分50秒 1.95mの地点

(3) 面積

810.63平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県東牟婁郡太地町大字太地字寄子路3168-3番地から3184-9番地を経て3901-9番地に至る土地に接する道路敷である県有地並びに同地先公有水面、同町大字太地字寄子路3167-11番地、3167-10番地、3166-10番地及び3167-1番地の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ㉑の地点 和歌山県東牟婁郡太地町太地、太地港北防波堤灯台(北緯33度35.3分,東経135度57.0分)から291度11分01秒708.39mの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から73度07分48秒 49.60mの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から92度22分59秒 39.16mの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から108度18分28秒 35.59mの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から126度13分21秒 16.03mの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から141度43分01秒 111.03mの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から141度43分01秒 33.88mの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から241度13分27秒 47.02mの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から335度51分49秒 29.21mの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から315度57分40秒 46.11mの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から320度04分11秒 15.00mの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から328度41分10秒 46.63mの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から293度51分54秒 28.27mの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から271度26分13秒 28.09mの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から252度51分22秒 37.23mの地点

(3) 面積

10,066.23平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成17年6月16日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第8号

平成17年度和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官B	男性 20人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	平成18年4月
	女性 2人程度		

※採用予定人員は変更になる場合がある。

2 受験資格

試験区分	学歴	年齢及び性別
警察官B	男性 次の人は除く。 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月末日までに卒業見込みの人	昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性
	女性 イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成17年9月18日(日)午前9時	和歌山市 田辺市	平成17年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成17年10月中旬	和歌山市	平成17年11月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第3次試験	平成17年11月下旬	和歌山市	平成17年12月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験の方法	内容
教養試験	択一式 警察官として必要な一般的教養についての筆記試験
身体検査	職務遂行上必要な身体を有するかどうかについての検査

試験の内容は、高校卒業程度で行う。

(2) 第2次試験

試験の方法	内容
教養試験	国語の基礎力についての漢字書き取り等による筆記試験
作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験
適性検査	職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
面接試験	人物、能力、性格等についての個別面接
身体精密検査	職務遂行上必要な身体等を有するかどうかについての検査(胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)
体力検査	職務遂行上必要な体力を有するかどうかについての検査(立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走、往復持久走)

作文試験については、第3次試験として評定する。

(3) 第3次試験

試験の方法	内容
面接試験	人物、能力、性格等についての個別面接

※第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準

実施する。

平成17年6月28日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

平成17年度和歌山県警察官B採用試験要綱

検査項目	検査基準	
	男性	女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸囲	おおむね78cm以上	-
体重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	正常であること。	
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県警察本部警務課
- 県内各警察署
- 和歌山県東京事務所
- 和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書及び受験票)に必要な事項を記入し、写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「警察官B受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ 持参

所定の申込用紙(申込書及び受験票)に必要な事項を記入し、写真をはって、和歌山県人事委員会事務局に持参すること。

ウ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成17年8月1日(月)から受付を開始し、平成17年8月12日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ 持参による申込みの場合

平成17年8月8日(月)から平成17年8月12日(金)ま

での午前9時から午後5時45分までの間に受け付ける。

ウ インターネットによる申込みの場合

平成17年8月1日(月)午前10時から平成17年8月5日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送又は持参による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に写真をはること。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。

採用は、平成18年4月以降になる予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額額は、おおむね次のとおりである。

短期大学卒	高校卒・その他
170,400円	156,700円

なお、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の定めに従い、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参のうえ、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表日の翌日から1月間(和歌山県の休日で定める条例(平成7年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く。)
第2次試験	第2次試験不合格者	総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局、和歌山県警察本部警務課にすること。

平成17年度和歌山県職員採用Ⅱ種試験を次の要綱により実施する。

平成17年6月28日

和歌山県人事委員会委員長 西浦 昭人

平成17年度和歌山県職員採用Ⅱ種試験要綱

和歌山県人事委員会告示第9号

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
土木職	1人程度	道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月末日までに卒業見込の人

イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験の方法及び内容

試験の方法			内容
第1次試験	教養試験	択一式	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験
	専門試験	択一式	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験
第2次試験	作文試験		文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験
	面接試験		人物、能力、性格等についての個別面接
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査

(1) 試験の内容は、短期大学卒業程度で行う。

(2) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出題分野
土木職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工等

4 試験の日時、試験地及び合格発表

日	時	試験地	合格発表

第1次試験	平成17年9月25日(日)午前9時	和歌山市 田辺市	平成17年10月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成17年10月下旬	和歌山市	平成17年11月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 各振興局県民行政部総務課
- 海草振興局建設部海南工事事務局
- 東牟婁振興局申本建設部総務管理課
- 和歌山県東京事務所
- 和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書及び受験票)に必要な事項を記入し、写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「Ⅱ種試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ 持参

所定の申込用紙(申込書及び受験票)に必要な事項を記入し、写真をはって、和歌山県人事委員会事務局に持参すること。

ウ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成17年8月15日(月)から受付を開始し、平成17年8月26日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ 持参による申込みの場合

平成17年8月22日(月)から平成17年8月26日(金)までの午前9時から午後5時45分までの間に受け付ける。

ウ インターネットによる申込みの場合

平成17年8月15日(月)午前10時から平成17年8月19日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送又は持参による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に写真をはること。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が順次決定される。採用は、おおむね平成18年4月になる予定である。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね148,500円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の定めに従い、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参のうえ、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表日の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に關する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験受験者	総合得点及び総合順位	

8 その他
この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

平成17年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要領により実施する。

平成17年6月28日

和歌山県知事 木村良樹

平成17年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要領

和歌山県人事委員会告示第10号

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	3人程度	知事部局又は教育委員会等の事務
土木	1人程度	道路、河川事業等に関する施工監理等の業務
農業	1人程度	農業に関する指導及び普及・試験研究等の業務
学校事務	2人程度	県立学校又は市町村立小中学校の事務
警察事務	1人程度	警察本部又は警察署等の事務

2 受験資格

(1) 昭和56年4月2日から昭和63年4月1までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 一般事務、農業、学校事務及び警察事務

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)における在学期間が平成18年3月末日現在で2年を超える人

(イ) 和歌山県人事委員会が(ア)に該当する人と同等であると認める人

イ 土木

(ア) 学校教育法に規定する大学(短期大学を含む。)

における在学期間が平成18年3月末日現在で2年以上となる人

(イ) 学校教育法に規定する高等専門学校を卒業した人又は平成18年3月末日現在で在学期間が5年以上となる人

(ウ) 和歌山県人事委員会が(ア)及び(イ)に該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験の方法及び内容

試験の方法		試験区分	内容
第1次試験	教養試験	択一式	全職種 公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験
	適性試験	択一式	一般事務 学校事務 警察事務 問題を一定時間内にできるだけ多く正確に処理する能力についての筆記試験
	専門試験	択一式	土木 農業 試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験
第2次試験	作文試験	全職種	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験
	面接試験	全職種	人物、能力、性格等についての個別面接
	適性検査	全職種	通常の職務遂行に必要な適性についての検査

(1) 試験の内容は、高等学校卒業程度で行う。

(2) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出題分野
土木	数学・物理、情報技術基礎、土木基礎力学、土木構造設計、測量、社会基礎工学、土木施工等
農業	農業科学基礎、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営等

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成17年9月25日(日)午前9時	和歌山市 田辺市 新宮市	平成17年10月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成17年10月下旬	和歌山市	平成17年11月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

和歌山県人事委員会事務局
和歌山県パスポートセンター
各振興局県民行政部総務課
海草振興局建設部海南工事事務所
東牟婁振興局申本建設部総務管理課
和歌山県東京事務所
和歌山県名古屋観光センター
和歌山県警察本部警務課
県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書及び受験票)に必要な事項を記入し、写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「Ⅲ種試験受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ 持参

所定の申込用紙(申込書及び受験票)に必要な事項を記入し、写真をはって、和歌山県人事委員会事務局に持参すること。

ウ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成17年8月15日(月)から受付を開始し、平成17年8月26日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ 持参による申込みの場合

平成17年8月22日(月)から平成17年8月26日(金)

までの午前9時から午後5時45分までの間に受け付ける。

ウ インターネットによる申込みの場合

平成17年8月15日(月)午前10時から平成17年8月19日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送又は持参による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に写真をはること。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が順次決定される。採用は、おおむね平成18年4月になる予定である。

(2) 採用時の給料月額、おおむね138,800円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の定めに従い、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参のうえ、

和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表日の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験受験者	総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成17年6月28日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第52号

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
椿海水浴場	西牟婁郡白浜町椿	西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年6月25日から同年8月21日まで
浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月1日から同年8月31日まで
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南3丁目	和歌山市和歌浦南3丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月1日から同年8月31日まで
浪早ビーチ海水浴場	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月1日から同年8月31日まで
加太海水浴場	和歌山市加太北丁	和歌山市加太北丁地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月1日から同年8月31日まで
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月1日から同年8月31日まで
田辺扇ヶ浜海水浴場	田辺市扇ヶ浜	田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月1日から同年8月31日まで
すさみ海水浴場	西牟婁郡すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月1日から同年8月31日まで
里野海水浴場	西牟婁郡すさみ町里野	西牟婁郡すさみ町里野地先の海域で、「里野海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月1日から同年8月31日まで
橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町鬮野川	東牟婁郡串本町鬮野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月1日から同年8月31日まで
三輪崎海水浴場	新宮市三輪崎	新宮市三輪崎地先の海域で、「三輪崎海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月1日から同年8月31日まで
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原字山谷	東牟婁郡串本町田原字山谷地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月1日から同年8月31日まで
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月2日から同年8月28日まで

玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町粉白	東牟婁郡那智勝浦町粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月2日から同年8月28日まで
湯川海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町二河	東牟婁郡那智勝浦町二河地先の海域で、「湯川海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月2日から同年8月28日まで
産湯海水浴場	日高郡日高町大字産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成17年7月9日から同年8月31日まで

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第57号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年6月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

- | | |
|---------------|------------------|
| 田辺市長野1704 | 田辺市長尾生活改善センター |
| 田辺市伏菟野209の1 | 田辺市伏菟野生活改善センター |
| 田辺市秋津川3592の5 | 田辺市谷川生活改善センター |
| 田辺市末広町6番3号 | 田辺市末広集会所 |
| 田辺市新庄町3042の43 | 田辺市内の浦団地集会所 |
| 田辺市上野654の3 | 田辺市上野多目的集会所 |
| 田辺市秋津川2090の4 | 田辺市竹藪多目的集会所 |
| 田辺市扇ヶ浜1の22 | 田辺市扇ヶ浜集会所 |
| 田辺市芳養町4072の25 | 田辺市明洋団地集会所 |
| 田辺市朝日ヶ丘6の10 | 田辺市朝日ヶ丘集会所 |
| 田辺市上芳養3774 | 田辺市古屋谷へき地集会所 |
| 田辺市新万20の14 | 田辺市新万集会所 |
| 田辺市秋津川197の1 | 田辺市下村へき地集会所 |
| 田辺市上芳養4821 | 田辺市石神へき地集会所 |
| 田辺市上芳養3165 | 上芳養農村環境改善センター |
| 田辺市秋津町227の30 | 秋津多目的研修センター |
| 田辺市南新万7の6 | 田辺市南新万集会所 |
| 田辺市神島台24の26 | 田辺市神島台集会所 |
| 田辺市元町1711 | 田辺市天神団地集会所 |
| 田辺市中三栖1311の1 | 田辺市小川谷へき地集会所 |
| 田辺市元町1247の17 | 田辺市立西部センター |
| 田辺市長野1146の2 | 田辺市東原多目的集会所 |
| 田辺市芳養町4215の57 | 田辺市南松原教育集会所 |
| 田辺市新万24の10 | 田辺市新万団地集会所 |
| 田辺市末広町11番3号 | 田辺市立南部センター |
| 田辺市元町1610の65 | 田辺市シーサイド天神崎集会所 |
| 田辺市上秋津2046 | 上秋津農村環境改善センター |
| 田辺市中万呂782の9 | 田辺市紀洋団地集会所 |
| 田辺市中万呂46の3 | 田辺市万呂コミュニティセンター |
| 田辺市新庄町727の1 | 田辺市北長コミュニティ集会所 |
| 田辺市南新万28の1 | 田辺市ひがしコミュニティセンター |
| 田辺市中万呂417-6 | 田辺市紀洋団地古戸集会所 |
| 田辺市たきない町18番2号 | 田辺市たきない町集会所 |
| 田辺市中三栖805番地 | 田辺市中三栖コミュニティセンター |

表中

を

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 田辺市芳養町4072の25 | 明洋団地集会所 |
| 田辺市朝日ヶ丘6番10号 | 朝日ヶ丘集会所 |
| 田辺市上芳養3774 | 古屋谷へき地集会所 |
| 田辺市新万20番14号 | 新万集会所 |
| 田辺市秋津川197の1 | 下村へき地集会所 |
| 田辺市上芳養4821 | 石神へき地集会所 |
| 田辺市上芳養3165 | 上芳養農村環境改善センター |
| 田辺市秋津町227の30 | 秋津多目的研修センター |
| 田辺市南新万7番6号 | 南新万集会所 |
| 田辺市神島台24番26号 | 神島台集会所 |
| 田辺市天神崎23番10号 | 天神団地集会所 |
| 田辺市中三栖1311の1 | 小川谷へき地集会所 |
| 田辺市天神崎11番19号 | 西部センター |
| 田辺市長野1146の2 | 東原多目的集会所 |
| 田辺市芳養町4215の57 | 南松原教育集会所 |
| 田辺市新万24番10号 | 新万団地集会所 |
| 田辺市末広町11番3号 | 南部センター |
| 田辺市日良9番21号 | シーサイド天神崎集会所 |
| 田辺市上秋津2046 | 上秋津農村環境改善センター |
| 田辺市中万呂782の9 | 紀洋団地集会所 |
| 田辺市中万呂46の3 | 万呂コミュニティセンター |
| 田辺市新庄町727の1 | 北長コミュニティ集会所 |
| 田辺市南新万28番1号 | ひがしコミュニティセンター |
| 田辺市中万呂417の6 | 紀洋団地古戸集会所 |
| 田辺市たきない町18番2号 | たきない町集会所 |
| 田辺市中三栖805 | 三栖コミュニティセンター |
| 田辺市長野2880の11 | 西原ふれあい館 椰 |
| 田辺市芳養町1725の28 | 芳養児童センター |
| 田辺市末広町15番33号 | 末広児童館 |
| 田辺市天神崎17番24号 | 天神児童館 |
| 田辺市龍神村安井1048の6 | 龍神市民センター |
| 田辺市龍神村殿原399 | 殿原地区老人憩の家 |
| 田辺市龍神村宮代212 | 宮代地区老人憩の家 |
| 田辺市龍神村龍神27 | 龍神会館 |
| 田辺市龍神村小家714の1 | 小家会館 |
| 田辺市龍神村東1013の3 | 東地区集会所 |
| 田辺市龍神村柳瀬1122 | 上柳瀬多目的集施設 |
| 田辺市龍神村柳瀬529 | 下柳瀬地区集会所 |
| 田辺市龍神村甲斐ノ川311 | 甲斐ノ川地域防災センター |
| 田辺市龍神村広井原33の3 | 広井原農林漁家婦人活動促進施設 |
| 田辺市龍神村湯ノ又329 | 湯ノ又地区集会所 |
| 田辺市龍神村小又川422の6 | 龍神高齢者生きがい研修館 |
| 田辺市龍神村丹生ノ川280の1 | 丹生ノ川振興館 |
| 田辺市龍神村三ツ又167の1 | 三ツ又へき地集会所 |
| 田辺市龍神村西68 | 西へき地集会所 |
| 田辺市龍神村福井2027 | 上福井へき地集会所 |
| 田辺市龍神村宮代1213の1 | 下宮代へき地集会所 |
| 田辺市龍神村安井253の1 | 知枳へき地集会所 |
| 田辺市龍神村廣井原72 | 上広井原集会所 |
| 田辺市龍神村龍神519 | 大熊へき地集会所 |
| 田辺市龍神村甲斐ノ川894 | 丸田集会所 |
| 田辺市龍神村福井1017の2 | 白寿荘 |
| 田辺市中辺路町近露206の1 | 近野地区老人憩の家 |
| 田辺市中辺路町栗栖川402の1 | 中辺路町コミュニティセンタ |
| 田辺市中辺路町大川540の11 | 大川集会所 |
| 田辺市中辺路町温川450の1 | 温川多目的研修集施設 |
| 田辺市中辺路町栗栖川100の3 | 下芝多目的集会所 |

に

- | | |
|---------------|-------------|
| 田辺市伏菟野209の1 | 伏菟野生活改善センター |
| 田辺市秋津川3592の5 | 谷川生活改善センター |
| 田辺市末広町6番3号 | 末広集会所 |
| 田辺市新庄町3042の43 | 内の浦団地集会所 |
| 田辺市上野654の3 | 上野多目的集会所 |
| 田辺市秋津川2090の4 | 竹藪多目的集会所 |
| 田辺市扇ヶ浜1番22号 | 扇ヶ浜集会所 |

田辺市中辺路町高原909	高原多目的集会所
田辺市中辺路町北部829	北郡集落センター
田辺市中辺路町近露2137の1	柿平集会所
田辺市中辺路町野中993	裏地集会所
田辺市中辺路町近露1189の1	木の下集会所
田辺市中辺路町川合1444の1	川合集会所
田辺市中辺路町近露1146	近露道中集会所
田辺市中辺路町小松原149	小松原集会所
田辺市中辺路町水上69の1	澤・水上集会所
田辺市合川680の4	三川生活改善センター
田辺市鮎川2565	大塔総合文化会館
田辺市下川下640	富里生活改善センター
田辺市本宮町本宮67	本宮町山村開発センター
田辺市本宮町請川297の4	請川山振センター
田辺市本宮町皆地413	旧皆地小学校へき地集会所

日高郡川辺町大字和佐1030-90	川辺町若ものセンター
日高郡川辺町大字和佐2104	川辺町サイクリングターミナル
日高郡川辺町大字和佐2095	川辺町立青少年研修所
日高郡川辺町大字早藤147	川辺町立老人憩の家
日高郡川辺町大字小熊2416	川辺町農村環境改善センター
日高郡美山村大字川原河230	美山村山村開発センター
日高郡龍神村大字安井1048の6	龍神村村民センター
日高郡龍神村大字殿原399	殿原地区老人憩の家
日高郡龍神村大字宮代212	宮代地区老人憩の家
日高郡龍神村大字龍神27	龍神会館
日高郡龍神村大字小家714の1	小家会館
日高郡龍神村大字東1013-3	東地区集会所
日高郡龍神村大字柳瀬1122	上柳瀬多目的集会所施設
日高郡龍神村大字柳瀬529	下柳瀬地区集会所
日高郡龍神村大字甲斐ノ川311	甲斐ノ川地域防災センター
日高郡龍神村大字広井原33番地の3	広井原農林漁家婦人活動促進施設
日高郡龍神村大字湯ノ又329番地	龍神村湯ノ又地区集会所
日高郡龍神村大字小又川422番地の6	高齢者生きがい研修館
日高郡龍神村大字丹生ノ川280番地の1	丹生ノ川振興館

日高郡日高川町大字和佐1030番地90	南山スポーツ公園若者センター
日高郡日高川町大字和佐2104番地	和佐農村公園サイクリングターミナル
日高郡日高川町大字和佐2095番地	和佐農村公園青少年研修所
日高郡日高川町大字早藤147番地	日高川町川辺老人憩いの家
日高郡日高川町大字小熊2416番地	日高川町農村環境改善センター
日高郡日高川町大字川原河230番地	日高川町山村開発センター

西牟婁郡白浜町内ノ川918	内ノ川集会所
西牟婁郡中辺路町大字近露206の1	近野老人憩の家
西牟婁郡大塔村大字合川680の4	大塔村三川生活改善センター
西牟婁郡大塔村大字鮎川2565	大塔総合文化会館
西牟婁郡大塔村大字下川下640	大塔村富里生活改善センター

西牟婁郡白浜町内ノ川918	内ノ川集会所
---------------	--------

東牟婁郡熊野川町西敷屋1012	西敷屋集会所
東牟婁郡本宮町本宮67	本宮町山村開発センター
東牟婁郡本宮町高山363	高山生活改善センター
東牟婁郡本宮町上切原567	上切原山振センター
東牟婁郡本宮町請川297の4	請川山振センター
東牟婁郡本宮町下湯川275	下湯川多目的集会所
東牟婁郡本宮町皆地413	旧皆地小学校へき地集会所

東牟婁郡熊野川町西敷屋1012	西敷屋集会所
-----------------	--------

を
改める。

和歌山県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年6月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
橋本改革市民クラブ	富永紀男	吉田雅英	橋本市市脇二丁目4番1号	平成17.5.12	政治団体	
日本同和解放和歌山地区協議会	萩野信雄	西原恵子	和歌山市太田430-4スカイヴィラ太田203号	平成17.5.16	政治団体	
はら延治後援会	松岡博之	澤田高志	那賀郡那賀町江川中930	平成17.5.17	政治団体	

木戸昌明後援会	木戸泰宏	中田昭弘	那賀郡打田町上野53-6	平成 17.5.23	政治団体	
政環調査懇話会	下滝哲夫	藤原主典	田辺市宝来町11-39 2F-3号	平成 17.6.7	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法

第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年6月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
市民の声を生かし住みよき橋本市をつくる会	主たる事務所の所在地	橋本市東家6-9-25	橋本市御幸辻167-1	平成 17.5.12	政治団体	
自由民主党本宮支部	代表者	大前実	森栄三	平成 17.5.13	政党の支部	自由民主党 1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
浅井修一郎後援会	会計責任者	生駒隆彦	岡本誌帆	平成 17.5.18	政治団体	
木村よしき串本後援会	代表者	松原繁樹	田嶋勝正	平成 17.5.20	政治団体	
	主たる事務所の所在地	東牟婁郡串本町串本1925番地株式会社小森組内	東牟婁郡串本町串本1023番地			
和歌山県獣医師政治連盟	会計責任者	鈴木源一	弥永統経	平成 17.5.20	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年6月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
まつもと善美後援会	大倉豊	平成 17.5.31	平成 17.6.3

和歌山県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成17年6月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	まつもと善美後援会
報告年月日	平成17年6月3日

資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1	収入総額	168,040
	ア 前年繰越額	168,040
	イ 本年収入額	0
2	支出総額	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア)(イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費 イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費
5	資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)	

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成17年6月28日

和歌山県白浜警察署長 川 後 修 身

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
財布(現金106,400円)	平成17年4月24日	西牟婁郡白浜町 (建物内)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心

当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成17年6月28日

和歌山県有田警察署長 藤 原 宏

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金30万円 (封筒に在中)	平成17年5月28日	有田市(河川敷)